

【中国】 牧畜法の改正

海外立法情報課 湯野 基生

* 家畜について、その遺伝資源を保護し、育種・飼養・輸送・と殺等の関係産業を育て、高度化し、防疫体制を強化する等のため、2022年10月30日、牧畜法が改正された。

1 背景と経緯

中国では2005年に、牧畜経営、家畜の保護、生産、流通等を定める牧畜法が制定された¹。その後、優良品種の国外依存、技術力・競争力不足等の問題を改善するための政策が出されたが、牧畜法に大きな改正はなかった²。2020年4月、新型コロナウイルス感染症拡大を背景に、全国人民代表大会（以下「全人代」）常務委員会が策定した公衆衛生分野に関する立法計画に、同法の改正が明記された³。一方、習近平国家主席は、同年12月、家畜・農作物の品種保護、技術開発等により産業の劣勢を巻き返す方針を掲げ、2021年7月、家畜・農作物の遺伝情報の安全は国家安全に関わると述べる⁴など、家畜・農作物の安全保障を重視する姿勢を鮮明にした。

全人代常務委員会は2021年の法執行状況調査計画の対象に牧畜法を指定し、同年5月から7月まで全国で調査を行った⁵。同年10月、調査結果を踏まえた同法の改正草案が全人代常務委員会に提出され⁶、2022年10月30日の同会議で可決・公布、2023年3月1日に施行された⁷。

2 概要

(1) 章構成

改正法は全10章94か条から成る。第1章：総則（第1条～第9条）、第2章：家畜の遺伝資源⁸の保護（第10条～第18条）、第3章：種畜の品種選択と生産経営（第19条～第35条）、第4章：家畜の飼養（第36条～第51条）、第5章：草原の牧畜業（第52条～第60条）、第6章：家畜の交易及び輸送（第61条～第64条）、第7章：家畜のと殺（第65条～第69条）、

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年6月12日である。

¹ 2005年12月29日公布、2006年7月1日施行、2015年4月24日に一部改正。「中华人民共和国畜牧法」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MDlmZGQ2NzhiZjE3OTAxNjc4YmY3YzcyYzA4MwI%3D>>

² 「农业部关于促进现代畜禽种业发展的意见」2016.6.22. 中国政府网 <https://www.gov.cn/gongbao/content/2016/content_5139844.htm>; 「国务院办公厅关于加强农业种质资源保护与利用的意见」2020.2.11. 中国政府网 <https://www.gov.cn/zhengce/content/2020-02/11/content_5477302.htm>

³ 湯野基生「【中国】野生動物の違法取引や食用等を禁ずる決定及び公衆衛生に係る立法計画の制定」『外国の立法』No.284-1, 2020.7, pp.20-21. <<https://doi.org/10.11501/11512843>>

⁴ 宮宣希「加强种质资源保护和育种创新 打好种业翻身仗」2021.12.10. 中国人大网 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202112/b0547949f8d9490fa5337cba23423b71.shtml>>

⁵ 法律法規の実施状況の調査（中国語原文は「执法检查」）は、各級人民代表大会常務委員会の業務の一つとされる。調査の結果、国内品種の減少、伝染病予防体制、飼料の質、飼養場の環境、畜産品流通体制等の問題点が指摘された。武維華「全国人民代表大会常務委員会执法检查組关于检查《中华人民共和国畜牧法》实施情况的报告—2021年8月18日在第十三届全国人民代表大会常務委員会第三十次会议上」2021.8.18. 中国人大网 <<http://www.npc.gov.cn/npc/xmfzjfc009/202108/15ffa99356b049018fcc75afa6fc5900.shtml>>

⁶ 李家洋「关于《中华人民共和国畜牧法（修订草案）》的说明—2021年10月19日在第十三届全国人民代表大会常務委員会第三十一次会议上」2022.10.31. 中国人大网 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202210/02a1df5e2dc74691b6deb95680072eb8.shtml>>

⁷ 「中华人民共和国畜牧法」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE4NDEyNTBkMTAxODQyODE5ODIwNTBmN2Y%3D>>（中華人民共和國主席令第124号）

⁸ 本法第93条で、家畜及びその卵子、精液、胚、遺伝物質（DNA等）等の遺伝素材を指すと定義される。

第8章：保障及び監督（第70条～第76条）、第9章：法的責任（第77条～第92条）、第10章：附則（第93条、第94条）。以下、主な改正部分を中心に紹介する。

(2) 総則（第1章）

本法の制定目的（第1条）に、家畜⁹の優良品種の育成・普及、品種改良産業の振興、公衆衛生リスクの防止等が、また、国の行う措置（第4条）として、家畜伝染病に対する監視強化等が追加されたほか、国は牧畜業の発展を支援し（第3条）、各級政府等は牧畜関係の法規に関する宣伝を強化する（第7条）等の条文が追加された。

(3) 遺伝資源の保護（第2章）、品種選択・生産経営（第3章）

遺伝資源の保護においては、保護優先、効率的利用を原則とする（第10条）。家畜化と選抜育種で生まれ、遺伝的に安定し、成熟した品種と一定の個体群規模を有し、野生種に依存せず繁殖できる種は、家畜遺伝資源リスト¹⁰に加えることができる（第12条）。

国は、全国家畜遺伝改良計画¹¹を実施する。県級以上の政府は、遺伝資源リスト掲載品種の開発利用を支援する（第19条）。国は、家畜の育種の自主革新を奨励支援する（第20条）。

(4) 飼養（第4章）

国は、家畜の現代的な飼養システムを構築整備する（第36条）。飼養場では、ふん尿の無害化及び資源化を行う設備の正常作動等が保証されなければならない（第46条）。国は、畜産農家を秩序ある発展へ導き、その合法的な権利利益を保護し、（基準等を守らない）畜産農家に対し、行政手段により恣意的に廃業を強制してはならない（第47条）。

(5) 草原の牧畜業（第5章 新設）

国は、草原の保護と牧畜業の発展を調和させ（第52条）、屋内飼養、季節性放牧等の実施を奨励し、放牧地の草原への転換を支援し（第53条）、飼い葉の優良品種の育成、導入、普及を支援する（第54条）こと等を規定した。

(6) と殺（第7章 新設）

国は、と殺場所指定制度を実施し（第65条）、家畜の飼養場所でのと殺を奨励し、コールドチェーン（低温物流）の構築を支援する（第66条）ことのほか、と殺を行う企業等に対し、備えるべき資格条件（第67条）、と殺品質安全管理制度の整備義務（第68条）等を規定した。

(7) 保障・監督（第8章）、法的責任（第9章）

第8章は、旧法の第6章「品質の安全確保」にあった規定のほか、省級以上の政府は、育種業発展支援のための補助金等を予算に計上する（第70条）等の条文が追加された。

第9章では、県級以上の政府の関係部門等による、職権を利用した利益追求、不正な認可、不正行為の見逃し、職権濫用（第77条）、遺伝資源に対する不正処理（第78条）、遺伝資源の国外からの無許可輸入等（第79条）、種畜に係る生産経営許可証の不取得、偽造、変造等（第82条）、と殺に従事する企業の規定違反（第90条）、と殺の品質安全管理制度の整備義務不履行（第91条）等について、罰則を定める。

⁹ 本法にいう家畜は、本法第12条で定める家畜遺伝資源リストに記載されたものを指す（第2条）。

¹⁰ 野生動物ではなく、家畜として食用及び非食用の利用ができる動物を指定したもの。陸生動物33種が指定された。「农业农村部公布《国家畜禽遗传资源目录》」2020.5.29. 中国政府网 <https://www.gov.cn/xinwen/2020-05/29/content_5515954.htm>

¹¹ 2008年に、2020年までの改良計画が策定され、2021年に、ブタ、ウシ、ヒツジ、ニワトリについて、2035年までの改良計画が策定された。「农业农村部关于印发新一轮全国畜禽遗传改良计划的通知」2021.10.26. 农业农村部 <http://www.moa.gov.cn/nybg/2021/202106/202110/t20211026_6380483.htm>